

工業団体経営革新支援事業事務取扱要領

平成 22 年 4 月 1 日
平成 22 年 11 月 16 日改正
平成 23 年 4 月 26 日改正
一般社団法人大田工業連合会

(目的)

第 1 条 この事務取扱要領は、工業団体がものづくり産業の担い手を育成・確保するための技術や経営に関する講習会及び講演会等の事業（以下「講習会等の事業」という。）を実施した場合に、一般社団法人大田工業連合会（以下「大田工連」という。）が、対象となる事業に支援する事務を円滑に進めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この事務取扱要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業 日本標準産業分類に定める製造業のうち、別表 1 に掲げる業種をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する企業をいう。

(事業実施者)

第 3 条 講習会等の事業実施の対象となる者は、大田工連所属団体又は別表に定める業種を営み、次の各号の全てに該当する工業団体とする。

- (1) 4 事業者以上の企業若しくは個人事業者で構成されており、かつ、構成する事業者の 2 分の 1 以上が中小企業者であること。
 - (2) 構成する企業及び個人事業者の 2 分の 1 以上が区内に事業所を有すること。
 - (3) 1 年以上継続して活動している団体であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、大田工連会長が特に必要と認めるときは、同項に規定する以外の団体についても事業実施の対象者となることができる。

(支援の対象となる講習会等)

第 4 条 講習会等の事業は、4 月 1 日から翌年 3 月 15 日までを実施期間とする。その期間内に実施される次の講習会等を対象となる事業とする。

- (1) 経営革新・経営改善に関する講習会又は講演会
- (2) 技術革新・技術取得に関する講習会又は講演会
- (3) その他大田工連会長が特に必要と認めるものづくり人材育成に寄与する事業

(支援の対象となる経費)

第 5 条 支援の対象となる経費は、前条の講習会等に要する経費のうち次の経費とする。

- (1) 登壇する講師及び助手の招聘にかかる経費
- (2) その他大田工連会長が特に適当と認める経費

(支援の金額等)

第6条 支援の金額は、以下のとおり算出する。

- (1) 1講習会等につき技術指導者又は登壇する講師1人に対し、1時間あたり15,000円、3時間を限度として算出する。ただし、団体の支出予定額が限度額以下の場合は、支払った額を限度とする。なお、懇親会等飲食を伴う場合、その時間は算定の対象としない。
 - (2) 技術指導者又は登壇する講師の他に補助者を必要とした場合、補助者1人に対し、1時間あたり7,500円、3時間を限度として支援する。ただし、団体の支出予定額が限度額以下の場合は、支払った額を限度とする。
 - (3) 前2号に掲げる経費にあつては、1団体に対し、年度内20万円を限度とする。
- 2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、大田工連会長が特に必要と認める場合は、別表2のとおり限度額を超える額で算出することができる。

(経営革新支援事業の募集)

第7条 大田工連は、本事業実施のため、当該事業を広く周知し、経営革新支援事業の提案について募集する。

(経営革新支援事業の提案)

第8条 支援の対象となる経費を受けようとする事業計画提案者は、事業計画提案書(第1号様式)と必要に応じ別に定める書類を添付し、大田工連会長に提出しなければならない。

(事業実施者の認定等)

第9条 大田工連会長は、前条により提案された内容について審査を行い、支援事業の認定とともに事業実施の依頼をする。なお、支援事業と認定できない場合は、その旨の理由を添えて、事業計画提出の代表者に通知するものとする。

2 審査に必要な事項については、別に定める。

(事業報告書の提出)

第10条 事業実施者は、事業終了後、事業報告書(第2号様式)により、速やかに大田工連会長に報告するものとする。

(支援金の支払)

第11条 大田工連会長は、第9条により事業認定となった実施事業者に対して、前条による事業報告書の内容を確認したうえで、請求に基づいた支援金を支払うものとする。

2 支援金は、同一年度内の3月25日までに支払を完了するものとする。

(事業認定の取消)

第12条 大田工連会長は、次のいずれかに該当する場合は、事業計画認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により、事業計画認定を受けたとき
- (2) 「事業計画認定及び事業実施依頼書」に付した条件その他法令に違反したとき
- (3) 当該事業を中止、中断したとき

(支援金額の返還)

第13条 大田工連会長は、前条により事業認定を取り消した場合において、既に支払い済みの経費があるときは、期限を定めて返還を求めることができる。

(委任)

第14条 この事務取扱要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この事務取扱要領は、平成22年4月1日から施行する。

付 則2

この事務取扱要領は、平成22年11月16日一部を改正し、即日施行する。

付 則3

この事務取扱要領は、平成23年4月26日一部を改正し、即日施行する。

別表1（第2条関係）

大田工連会長が定める業種	プラスチック製品製造業
	ゴム製品製造業
	窯業・土石製品製造業
	鉄鋼業
	非鉄金属製造業
	金属製品製造業
	はん用機械器具製造業
	生産用機械器具製造業
	業務用機械器具製造業
	電気機械器具製造業
	情報通信機械器具製造業
	電子部品・デバイス・電子回路製造業
	輸送用機械器具製造業
	その他の製造業
上記製造業と密接な関係のある業種で、一般社団法人大田工業連合会会長が認めたもの。	

別表2（第6条関係）

事例	1時間あたりの時間単価
講師一人に対して支払われる報酬が1時間あたり35,000円を超える場合	講師一人につき20,000円 助手一人につき10,000円
受講者が100人以上の場合	
遠隔地から講師を招聘する場合。（往復の運賃が20,000円を超える場合。おおむね、名古屋・仙台より遠方。）	